

学習者用端末共同調達支援事業

業務委託仕様書

1 業務名 学習者用端末共同調達支援事業業務委託

2 履行期間 契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

3 業務の目的

GIGAスクール構想の実現をめざし、個別最適な学びと協働的な学びの充実に向けて、1人1台端末（以後「端末」という）の日常的な利活用を進めるとともに、端末の共同調達を行うための共同調達会議（「三重県GIGAスクール構想推進協議会」（仮称））の円滑な運営を行う。

4 業務内容

（1）令和6年度共同調達会議の運営支援

- ・共同調達会議の実施にあたり、共同調達会議の事務局を担う三重県教育委員会事務局 小中学校教育課等に対し、コンサルティングを行うこと。
- ・令和6～7年度の端末更新を予定している県内25市町等教育委員会に対し、端末の契約時期や利用開始時期等についての調査を行うこと。
- ・月1回をめぐりに、共同調達会議作業部会（仮称）（以後、「作業部会」と言う。）を開催するため、有識者（10名前後の予定）や県教育委員会、市町等教育委員会の日程調整や会場準備等（オンライン会議含む）を行うこと。

※作業部会での主な会議内容は以下の3点とする。

- ・端末共通仕様書の作成について
- ・端末利活用の活性化に向けたとりまとめについて
- ・校務分野における業務改善の取組について

（2）端末共通仕様書の作成支援

- ・GIGA第1期で県内30市町等が導入した端末の機種、スペック、有償ソフトウェア等の端末環境調査を行い、資料としてまとめ、作業部会等に提出すること。
- ・端末〔1～3機種（iPad機、Chromebook機、Windows機）、購入とリースの別有りを想定〕の共通仕様書作成に向けて、事務局と十分に協議のうえ、機種ごとの部会を実施し、共通仕様書の素案を作成すること。

- (3) 共同調達会議が行う公告・審査等の支援
- ・共同調達会議が行う公告・審査に向けた書類作成等への助言及び支援を行うこと。
- (4) 市町等教育委員会が作成する各種計画や端末の契約及び納品等の進捗確認、支援
- ・令和6年度調達予定の市町等教育委員会が作成する各種計画（端末整備・更新計画、ネットワーク整備計画、校務DX計画、1人1台端末の利活用に係る計画）の進捗確認や作成支援をすること。
 - ・市町等教育委員会が行う契約及び納品について、市町等教育委員会の求めに応じて助言を行うこと。
- (5) 本事業の成果物をまとめる報告書の作成
- ・(1)～(4)について、本事業の経過についてとりまとめ、必要に応じて共同調達会議等に報告すること。

5 契約上限額

金14,999,930円（消費税及び地方消費税を含む）

6 事業進捗及び実績報告について

受託者は、以下について報告するとともに、適切に書類を保管すること。

(1) 事業進捗

委託業務の実施にあたっては、月単位の活動報告として「業務報告書」（様式任意）を翌月の10日まで（ただし、令和7年3月分は不要）に県へ提出する。

なお、「業務報告書」の記載項目は、以下に掲げるものを基本とし、必要に応じて別途県が指示するものとする。

- ・県教育委員会等への支援件数及び内容
- ・共同調達会議の進捗状況

(2) 実績報告

委託業務が完了したときは、「事業実績報告書」を令和7年3月14日までに紙ベース及び電子データ（ワード・エクセル形式。写真等の場合はPDFも可）を保存したCD(DVD)-ROMを提出すること。

なお、「事業実績報告書」の記載項目は、以下に掲げるものを基本とし、必要に応じて別途県が指示するものとする。

- ・県教育委員会等への支援件数及び内容
- ・端末利活用の活性化に向けたとりまとめ
- ・本事業の取組全体をまとめたもの

7 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び補助員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び補助員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

8 特記事項等

(1) 受託者は、業務執行に当たっては、総括責任者及び各業務行程別に責任者を定め、三重県に届出しなくてはならない。また、貸与する資料及び成果物等の管理に万全を期さなくてはならない。

(2) 受託者は、貸与する各種資料については、紛失及び破損のないよう万全を期さなくてはならない。

(3) 受託者は、貸与する各種資料及び物品については、本業務終了後、速やかに返納しなければならない。

(4) 受託者は、業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。

(5) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 三重県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより行程、納期に遅れる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

(6) 受託者が（5）のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(7) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県教育委員会に報告し、県教育委員会の指示に従うものとする。

(8) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県教育委員会に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度県教育委員会と協議すること。